

内閣総理大臣 高 市 早 苗 様
内閣府特命担当大臣 中 司 宏 様
(こども政策 少子化対策 若者活躍 規制改革 共生・共助)
法務大臣 山 下 貴 司 様
文部科学大臣 関 芳 弘 様
厚生労働大臣 上 野 賢一郎 様

2026(令和8)年9月30日

要 請 書 － 優生保護法問題の全面解決をめざして －

優生保護法被害全国原告団
優生保護法被害全国弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)

第1 責任の明確化と謝罪

国が、長年にわたり継続した優生保護法及び優生政策の結果、社会には今も、優生思想に基づく偏見差別が根強く残っている。この偏見差別を解消していくためには、国が、繰り返し、その過ちを明確に認めた上で謝罪をし、これを広く社会に知らせることが必要不可欠である。

関係府省庁大臣は、被害者の声に真摯に耳を傾けるとともに、その法的責任をふまえ、被害者の被害及び名誉の回復、優生思想に基づく障害者に対する偏見差別の根絶等、優生保護法問題の全面解決に向けて、全力を尽くし取り組むことを、あらためて確約されたい。

第2 補償法に基づく全ての被害者に対する補償の実現

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」(以下、「補償法」という。)の施行から、1年8ヶ月が経過した。この間の認定件数は、2,000件にとどまり(本年7月末日時点)、統計上の優生手術等の被害者約25,000人、人工妊娠中絶の被害者約59,000人と比べてもあまりに少ない。また、月ごとの相談件数が200～300件、請求件数が数十件程度と伸び悩む状況は、1年前の協議の際から何ら変わっていない。全ての被害者に対する補償の実現にむけては、国による、これまで以上に踏み込んだ、抜本的かつ有効な施策及び積極的な対応が必要不可欠である。

全ての被害者に対する速やかな謝罪と補償を実現すべく、以下の各施策等を検討、実施することを約束されたい。

1 迅速な認定にむけた体制の整備

被害者は高齢であり、一刻も早い認定が必要不可欠である。しかしながら、現時点においては、ようやく補償金等を請求できても、認定に至るまでに事案によっては1年以上もの年月がかかり、国からの謝罪と補償を受ける前に亡くられる方も出ている状況にある。このような審査の滞留を解消し、迅速な認定を実現するために、以下の対応を速やかに行うことを求める。

- ① 事務体制を効率化し、充実させること
- ② 現在、月1回の頻度で開催されている2つの認定審査会(優生手術等・人工妊娠中絶)について、審査会の数及び開催回数を増やす等の抜本的な改善策を講じること
- ③ 被害者本人の存命中に国の謝罪と補償を届けることが何よりも優先されるべきであるため、審査の滞留が解消されるまでの間は、被害者本人についての審査を一定程度優先すること

2 広報、周知の徹底

全ての被害者に情報が行き届くよう、合理的配慮・情報保障を尽くした形での広報、周知

を、あらゆる手段で、かつ継続的に実施することを求める。特に、

- ① 障害者手帳・自立支援医療受給者証の全保有者に対し、障害当事者にもわかりやすいリーフレットを送付すること
- ② 全国全ての世帯へのリーフレット配布等を含め、効果的な個別の周知広報の方策について、引き続き検討を行うこと
- ③ 謝罪広告、テレビ・ラジオCM、地方公共団体の広報誌における広報など、情報を広く周知するための広報の方策についても、引き続き検討を行うこと
- ④ 各広報資料の作成に際しては、原告団・弁護団・優生連の意見を十分に反映させること

を求める。

3 相談窓口、相談体制の整備

国及び各都道府県における相談窓口をさらに整備し、全都道府県において、相談及び申請に際しての合理的配慮及び情報保障(手話言語を含む)を徹底することに加え、市町村の高齢・障害担当窓口や地域の相談センター等に相談窓口を設置する等、被害者がより身近で安心してアクセスできる場所的・人的な相談体制を構築、充実していくことを求める。

4 個別通知(個別対応・アプローチ)の実施

各都道府県が被害に関する個人情報保有するケースにつき、現在、被害者及び遺族に対する個別通知(個別対応・アプローチ)の実施において、都道府県の間に格差が生じている状況にある。

すべての都道府県が、個別通知(個別対応・アプローチ)を速やかに、かつ積極的に実施するよう、国が、適切な通知等の発出や積極的な助言等を行うとともに、必要十分な予算措置を講じることを求める。

5 被害者の徹底的な調査の実施

被害者の中には、何らの説明も受けずに優生手術等を強いられた結果、被害を受けた事実を明確に認識していない方や、そもそも自ら声をあげることが困難な方も多く存在すると考えられる。そのことは、請求件数が伸び悩む現状を見ても明らかであり、全ての被害者に謝罪と補償を届けるためには、国が、自らの責任をふまえ、積極的かつ徹底的に、資料の調査を実施することが必要不可欠である。また、優生保護法の下で、多くの被害者を探し出し、手術等の被害を実際に被らせてきたのは地方自治体であるところ、その責任も踏まえ、国と地方自治体が一体となって徹底的な調査に取り組むべきである。

そこで、具体的に、以下の対応等を行うよう求める。

- ① 国立病院・療養所(独立行政法人に移行したものも含む)における徹底的な調査を速やかに実施すること
- ② その他、過去に補償金等を受領した被害者が入院していた医療機関又は入所していた福祉施設における他の被害者に関する徹底的な調査を実現すべく、国が、各都道府県に対応を委ねるのみならず、積極的かつ速やかに対応を行うこと
- ③ 現時点までに補償金等を受領した被害者が明らかでない医療機関又は福祉施設においても調査を実施し、一人でも多くの被害者に速やかに謝罪と補償を届けるべく、最大限の努力を尽くすこと
- ④ 調査の実施にあたっては、人員及び予算の確保が必要不可欠であるところ、国として、調査にあたる人員及び予算を積極的に確保し、その旨を各都道府県にも徹底すること
- ⑤ その他、国及び各都道府県が保有する資料の再調査、保健所・福祉事務所等が保有する資料の調査を実施すること
- ⑥ 各都道府県に対し、すべての被害者に謝罪と補償を届けるためには徹底的な調査が必要不可欠であること、調査の結果、被害者が判明した場合には個別対応を行い、請求につなげる必要があることを丁寧に説明、指導すること

6 精神科病院及びその他の医療機関に対する協力要請

被害者の中には、精神科病院に入院し、または入通院していた方が多数存在するが、いまだ相談・請求につながっている方が少ないのが実情である。そこで、精神科病院に対

し、周知・相談支援・保有する資料の調査等への協力要請を行うよう求める。

また、精神科のみならず、すべての医療機関に対し、患者と日常的に接し、身体を診る立場にある医師・看護師等が被害の存在に気づき、相談支援へとつなげることができるよう、周知及び協力要請を行うよう求める。

7 その他、全ての被害者に確実に謝罪と補償を届けるための施策

上記にとどまらず、行政・福祉関係者、関係団体等にも広く、優生保護法問題を周知し、研修等を実施するよう求める。

その他、全被害者に確実に補償を届けるため、あらゆる施策を検討し、実施することを求める。

第3 恒久対策の実施

二度と同じ過ちを繰り返さないよう、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶するとともに、障害の有無にかかわらず子を生み育てるか否かについて、また自分の身体について自ら意思決定できる社会、さらには障害者権利条約が掲げる、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、尊厳が尊重される社会を実現すべく、以下の諸施策等の実施に全力を尽くすことを約束されたい。

1 優生保護法被害者の被害及び名誉の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限りの被害者の名誉回復のための措置を検討し、継続的に実施すること

具体的な施策の実施にあたっては、障害当事者に適切に届くよう、合理的配慮・情報保障を尽くした形で実施すること

2 真相究明、再発防止のための調査・検証事業への協力

補償法第33条に基づく調査・検証事業が円滑に、かつ徹底的に実施されるために、国として最大限の協力をを行い、適切にその責任を果たすこと

3 偏見差別の根絶にむけた立法措置及び教育等の施策の推進

優生思想に基づく偏見差別の根絶を図り、全ての人が尊重される社会を実現するため、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、実施すること

第1回及び第2回定期協議で確認された第1作業部会ないし第3作業部会の各テーマ等について、作業部会等において、各課題、施策の具体化等に向けて、原告団・弁護団・優生連の意見が反映されるよう、積極的に議論を重ねること

第4 第2作業部会(人権教育・啓発、包括的性教育、インクルーシブ教育等作業部会)の各課題について

1 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶のために必要な人権教育・啓発

国は、かつて学習指導要領に「国民優生」等の項目を設け、学校現場において優生教育を推進してきた。そのため国は、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶のために必要な人権教育・啓発に全力を尽くす責任がある。

その責任を踏まえ、以下の各項目についての着実な検討及び実現を求める。

① 小学校、中学校および高等学校教育のすべての段階において、優生保護法問題を「人権教育」として取り上げることが、次期学習指導要領に明記すること

② 上記①について、令和8年8月31日付け「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ(素案)」(※1)において、優生保護法問題に関して明記されている内容(※2)を、確実に反映させること

※1 中央教育審議会初等中等教育分科会・教育課程企画特別部会「社会、地理歴史、公民」

※2 「歴史や経過、被害の実態を踏まえた正しい理解に基づく人権教育(個人の尊重や人権の尊重の意義の理解と関連付けて扱う)に繋げるため、他教科との連携も含めた必要な取扱い」を行う

③ 「総合的な学習・探究の時間」に係る次期学習指導要領において、現行の学習指導要領で課題設定の例示として挙げられている「国際理解、情報、環境、福祉・健康など」

に、「人権」を追加すること

- ④ 上記①～③のみならず、次期学習指導要領の告示、および次期学習指導要領解説の作成に至るまでの間には、その内容について、原告団・弁護団・優生連の意見が十分に反映されるよう、作業部会等で継続的な協議を行うこと

2 性と生殖に関する健康／権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)を含む包括的な性教育

- ① 性と生殖に関する健康／権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)を含む包括的な性教育の実施が、優生保護法問題の再発防止や偏見差別の根絶に資することを改めて確認し、その実現に向けて、作業部会等で継続的な協議を行うこと
- ② 次期学習指導要領において、いわゆる「歯止め規定」の削除を含め、教育現場において、包括的な性教育の実施を躊躇しないようにするための具体的方策を明記することを求める。

3 インクルーシブ教育

- ① 通常学級において障害のある子どもを含む多様な児童生徒をインクルージョンすることが、優生保護法問題の再発防止や偏見差別の根絶に資することを改めて確認し、その実現に向けて、作業部会等で継続的な協議を行うこと
- ② 次期学習指導要領の改定に関する「論点整理」(※3)等において、「障害による困難の改善・克服」という記載が存在することについて、障害のある人に対する偏見差別の助長に繋がることから、削除あるいは修正することを求める。

※3 中央教育審議会初等中等教育分科会・教育課程企画特別部会

第5 第3作業部会(偏見差別の根絶に向けた作業部会)の各課題について

1 国内人権機関(政府から独立した人権機関)の設置

優生保護法問題は、国が制定した法律とそれに基づく優生政策により、長年にわたって極めて深刻かつ重大な人権侵害が継続したにもかかわらず、被害の実態が社会の中に埋もれ、その被害回復が著しく遅れた。そして、被害者の多くは、障害、疾病、高齢、施設入所経験、社会的差別や偏見等により、自ら声を上げることが困難な状況に置かれてきた。

このような「構造的な人権侵害」に対応するためには、被害者からの申立てを待つだけでなく、報道、市民団体からの情報、行政資料等を端緒として、政府から独立した立場で調査を行い、被害実態を明らかにし、必要な被害回復及び再発防止策を勧告する仕組みが必要である。このような役割を担う制度として、パリ原則に適合した国内人権機関(政府から独立した人権機関)の設置が求められる。

については、国内人権機関の設置に向けて、以下の事項を速やかに実施することを求める。

- ① 国内人権機関の設置について、原告団・弁護団・優生連との間で、継続的かつ定期的な意見交換の場を設けること
第3作業部会においては、他にも多くのテーマがある中で、時間をかけた議論が難しい状況であることから、国内人権機関の設置についてのみを扱う意見交換の場(WG)を求めるものである。
- ② 国内人権機関の設置に向けた具体的な工程表を示すこと

国は、国内人権機関の設置について、「不断の検討を行っている」とするが、優生保護法問題から得られた教訓を制度改革につなげるためには、いつまでに、誰が、何を、どのような手順で行うのかを明確にした具体的な工程表を検討・作成し、設置に向けた具体的な作業を開始すべきである。

その進捗についても、上記①のWG、さらには今後の定期協議及び作業部会において継続的に報告することを求める。

2 精神科における長期入院等の問題

精神障害者の強制入院制度や長期入院問題が優生保護法と同じく国の優生政策にルーツを持つこと、そのため優生保護法問題の全面解決のために行われる定期協議において重要な課題であること、を共通認識として確認することを求める。

そして、優生保護法問題の全面解決にあたっては、精神保健福祉法の将来的な廃止（一般医療法への統合）に向けて、強制入院制度の廃止を含む見直し等の検討を進めていく必要があることから、関連制度の総合的な見直しに向け、今後の定期協議及び作業部会において継続的に協議し、取り組むことを確認するよう求める。

3 障害のある人への子育て等支援

障害のある人が、希望する結婚・出産・子育てを安心して行うためには、妊娠期から出産後に至るまでの当事者の意思尊重を大前提とした関係機関の連携、安心して利用できる必要かつ十分な支援の提供こそが必要不可欠である。

障害ある女性の出産に際し、本人に対する十分な意思確認や支援の提供も行われないうちに、障害のみを理由として児童相談所への通報、一時保護が行われるようなことは断じてあってはならない。

国として、当事者の意思決定を尊重するための母子保健、障害福祉等の関係行政機関の連携の強化・充実、不当な通報を防止するための関係機関への周知・研修、必要かつ十分な支援を提供するための条件整備等、実効性のある具体的な施策を推進することが必要不可欠であることを確認されたい。

また、具体的な施策を検討するために、第3作業部会における継続的な検討のみならず、こども家庭庁及び厚生労働省の関係部局と原告団・弁護士・優生連との協議の場（WG）を設けることを求める。

4 行動計画の改定

「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」について、今後も継続的なフォローアップを行うとともに、定期協議での確認事項を行動計画へ確実に反映させること、原告団・弁護士・優生連の意見も踏まえ、国と地方自治体が一体となって、さらなる取組や施策を推進することを求める。

5 意識調査の実施

優生思想および障害者に対する偏見差別の現状を正確に把握し、補償法の完全実施や偏見差別の解消等につなげるため、意識調査を速やかに実施することを求める。

なお、調査の実施にあたっては、形式的な調査に終わらず、今後の偏見差別の解消に向けた施策の参考にできるようなものとする、また、質問項目の策定や調査設計等の段階から原告団・弁護士・優生連の意見を十分に反映させることを求める。

6 資料の保存および資料館の設立

原告をはじめとする被害当事者が次々と亡くなられるという状況において、被害当事者の証言を映像により残す取り組みは喫緊の課題である。できる限り速やかに、被害当事者の映像証言の収集の取り組みを進めることを求める。

補償法第33条に基づく調査・検証事業等により収集・作成された資料や証言等について、検証事業の終了後も国が責任を持って散逸を防止し、永続的に保存・管理することを求める。

また、歴史的事実を伝え、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消や人権教育の拠点となる資料館の設立に向け、国が主体的に取り組むことを求める。

以上